



福岡医発第 58 号（地）
令和 3 年 4 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る
労災診療費等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務における労災保険給付につきましては、令和 2 年 5 月 12 日付け福岡医発第 442 号（地）にてご連絡申し上げているところです。

今般、厚生労働省労働基準局補償課長より、新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありました。

具体的には、健康保険における「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 35)」(令和 3 年 2 月 26 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)(以下、「2 月 26 日事務連絡」)において、全ての患者及び利用者の診療等について、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合の評価(医科外来等感染症対策実施加算(5 点)等)が示されておりますが、労災診療費算定基準(昭和 51 年 1 月 13 日付け基補発第 72 号。最終改定:令和 2 年 6 月 1 日)に定めている初診料及び再診料等の取り扱いについても「2 月 26 日事務連絡」に準じ 5 点を加算することとされております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

労災担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

(保 399)

令和 3 年 3 月 3 0 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務における労災保険給付については、「新型コロナウイルス感染症の労災補償の取扱いについて」、令和 2 年 5 月 1 日付（保 40）によりご連絡申し上げたところであります。

今般、厚生労働省労働基準局補償課長より、新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いが示されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

具体的には、健康保険における「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 35)」令和 3 年 2 月 26 日付 厚生労働省保険局医療課 事務連絡(以下「2 月 26 日事務連絡」という。)のとおり、全ての患者及び利用者の診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合の評価（医科外来等感染症対策実施加算（5 点）等）が示されているが、労災診療費算定基準（昭和 51 年 1 月 13 日付け基補発第 72 号。最終改定：令和 2 年 6 月 1 日）に定めている初診料及び再診料等の取り扱いについては「2 月 26 日事務連絡」に準じ 5 点を加算することとしております。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて
(令 3. 3. 25 基補発 0325 第 8 号 厚生労働省労働基準局補償課長)

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る
労災診療費等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて下記
のとおり取りまとめたので、適切に取り扱われたい。

記

令和3年2月26日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」(以下「2月26日事務連絡」という。)の記の2において、全ての患者及び利用者の診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、特に必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合の評価(医科外来等感染症対策実施加算(5点)等)について令和3年4月診療分から9月診療分の取扱いが示されたところである。

労災保険は、労災診療費算定基準(昭和51年1月13日付け基補発第72号。最終改定:令和2年6月1日)に基づき取り扱っており、初診料及び再診料については労災保険独自に金額を定めているため、労災診療費等の臨時的取扱いについては、当該初診料及び再診料の金額に2月26日事務連絡に準じ5点を加算することとする。

なお、労災診療費は従前どおり労災診療費算定基準に定められているものを除き、健保点数表の診療報酬点数に労災診療単価を乗じて算定することとなるため、これまで示された健康保険における新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的取扱いについても、当該取扱いが認められている間、原則準拠して取り扱うこと。